

I 景観計画の位置づけ

1. 計画見直しの背景

(1) これまでの経緯

平成 16 年（2004 年）に景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、これまでに全国各地の地方公共団体による景観に関する積極的な取組が進められています。

本市では、平成 21 年（2009 年）5 月 1 日に、景観法に基づく景観行政団体となり、これを受け、平成 25 年（2013 年）12 月に伊勢原市景観計画（以下、「景観計画」といいます。）の策定及び伊勢原市景観条例（以下、「景観条例」といいます。）の制定を経て、市民参加・協働による本市の多様な魅力を共有するとともに、景観法に基づく届出制度の適切な運用による建築物等の景観誘導により、良好なまちなみ景観の形成に取り組んできました。また、地域の景観特性を生かした景観まちづくりを推進するため、大山まちなみ継承地区（景観重点地区）や大山バイパス周辺広告景観形成地区の指定を行いました。

景観計画とは

景観法第 2 条の基本理念で、良好な景観とは、次のように定められています。

- ①美しく風格のある国土・潤いのある豊かな生活環境に不可欠なものである。
- ②地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものである。
- ③地域住民の意向を踏まえ、地域の個性及び特色の伸長に資するよう、多様な形成が図られなければならない。
- ④地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- ⑤現にある良好な景観の保存だけでなく、新に良好な景観を創出することを含む。

伊勢原市景観計画は、この基本理念に則り、良好な景観形成を目指します。

(2) 見直しの背景

景観計画の策定から約 10 年が経過しました。この間、新東名高速道路伊勢原大山インターチェンジの開通をはじめ、東部第二地区や伊勢原大山インターチェンジ周辺地区の産業系新市街地整備など、まちの様相は、大きく変化してきました。今後も、新東名高速道路の全線開通などによる広域幹線ネットワークの強化や産業系新市街地への企業誘致、また、伊勢原駅北口のまちづくりの取組推進などを契機として、伊勢原のまちは、大きく変化していくことが考えられます。

こうした中、本市のまちの魅力をさらに高め、ゆとりと潤いのある生活環境を形成していくために景観まちづくりを推進していくことの重要性は、さらに増していくものとなります。

このため、前計画期間満了に伴い、今後の新たな景観まちづくりの指針とするため、景観計画の改定を行うこととしました。

2. 目的と位置づけ

(1) 目的

本計画は、伊勢原らしさの基調となる景観資源を生かした上で、伊勢原のまちに対する市民の誇りと愛着を醸成し、魅力と活力のあるまちづくりを実現する「景観まちづくり」を市民・事業者・行政の協働と適切な役割分担のもとで一体的に推進していくための指針となるものです。

本計画により、本市の将来の望ましい景観像を描くとともに、本市が目指す「景観まちづくり」を実現するために必要な景観形成に関する基本的な方向性を明らかにします。

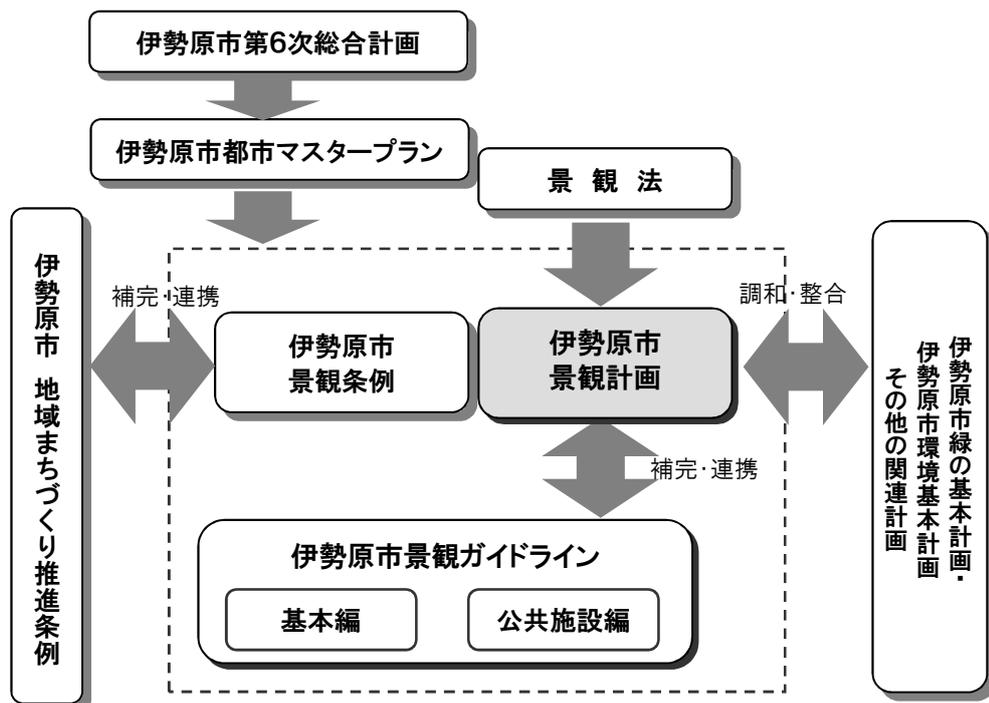
【主に関連するSDGsの目標】

本計画は、SDGsの理念を踏まえて策定しており、17の目標のうち「⑪住み続けられるまちづくりを」「⑮陸の豊かさを守ろう」に関連する計画です。



(2) 位置づけ

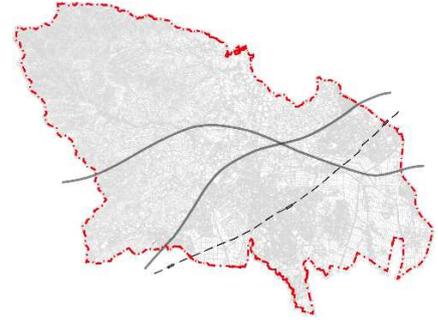
景観計画は、景観法第8条第1項に規定される法定計画で、本市の良好な景観形成を推進するための総合的な方策を示すものです。策定に当たっては、上位計画である「伊勢原市第6次総合計画」に即するとともに、「伊勢原市都市マスタープラン」に適合し、他の関連計画との整合を図られたものとしています。



■ 図一 景観計画の位置づけ

3. 景観計画区域【景観法第8条第2項第1号関係】

伊勢原市全域を景観法第8条第2項第1号に基づく景観計画区域とします。



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、次のとおりとします。

計画期間	令和6年度～令和15年度までのおおむね10年間 (2024年度～2033年度)
------	--

なお、社会情勢の変化や土地利用の推移、市民ニーズの変化、また、景観まちづくりの進捗状況に合わせて、適宜、本計画の成果を検証し、必要に応じて見直しを行うこととします。

見直しにあたってはおおむね5年ごとに本計画の成果等を検証し、関連する計画等との調和などを図るため、必要となる見直しを行うこととします。

伊勢原市景観条例

伊勢原市景観条例は、景観計画を運用するために必要となる、景観法の委任事項などが定められています。

これにより、景観法に基づく様々な制限が法的な拘束力を持つとともに、本市独自の取組を可能としています。

伊勢原市景観条例には、次のような事項が定められています。

(景観法からの委任事項)

- 1 景観計画の提案を行うことができる団体
- 2 景観計画区域で届出を要する行為
- 3 景観計画区域で届出を要する行為の除外
- 4 変更命令の対象となる届出対象行為
- 5 景観重要建造物及び景観重要樹木の標識の設置
- 6 景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準 など

(自主条例の事項)

- 1 景観ガイドラインの策定等
- 2 景観重点地区の指定制度
- 3 届出対象行為の事前協議制度
- 4 地域景観資源登録制度
- 5 景観アドバイザー、景観表彰制度 など